

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(平成十年十二月二十八日)

(厚生省令第九十九号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第五項、第十一条、第十二条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項から第三項まで、第十五条第四項及び第七項、第十七条第三項(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。)、第四十五条第三項及び第四十九条において準用する場合を含む。)、第十八条第一項及び第二項、第二十一条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十二条第一項、第三十五条第五項、第三十六条第一項(同条第四項(第五十条第七項において準用する場合を含む。))及び同条第三項において準用する場合を含む。))及び第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条第五項及び第六項、第四十四条並びに第五十一条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則を次のように定める。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

目次

- 第一章 五類感染症(第一条)
- 第二章 特定感染症予防指針(第二条)
- 第三章 感染症に関する情報の収集及び公表(第三条—第九条の三)
- 第四章 健康診断、就業制限及び入院(第十条—第十三条)
- 第五章 消毒その他の措置(第十四条—第十九条)
- 第六章 医療(第二十条—第二十三条の二)
- 第七章 新感染症(第二十四条—第二十七条)
- 第七章の二 結核(第二十七条の二—第二十七条の十)
- 第八章 輸入届出(第二十八条—第三十一条)
- 第九章 雑則(第三十二条—第三十六条)

附則

- 第一章 五類感染症
(平一五厚労令一六七・全改)

(五類感染症)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。

- 一 アメーバ赤痢
- 二 RSウイルス感染症
- 三 咽いん頭結膜熱
- 四 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
- 五 感染性胃腸炎
- 六 急性出血性結膜炎
- 七 急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)
- 八 クラミジア肺炎(オウム病を除く。)
- 九 クロイツフェルト・ヤコブ病
- 十 劇症型溶血性レンサ球菌感染症
- 十一 細菌性髄膜炎
- 十二 ジアルジア症
- 十三 水痘とう
- 十四 髄膜炎菌性髄膜炎
- 十五 性器ヘルペスウイルス感染症
- 十六 尖圭せんけいコンジローマ
- 十七 先天性風しん症候群
- 十八 手足口病
- 十九 伝染性紅斑はん
- 二十 突発性発しん
- 二十一 破傷風
- 二十二 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
- 二十三 バンコマイシン耐性腸球菌感染症
- 二十四 百日咳せき
- 二十五 風しん
- 二十六 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
- 二十七 ヘルパンギーナ
- 二十八 マイコプラズマ肺炎

- 二十九 無菌性髄膜炎
- 三十 薬剤耐性緑膿^{のう}菌感染症
- 三十一 流行性角結膜炎
- 三十二 流行性耳下腺^{せん}炎
- 三十三 淋^{りん}菌感染症
(平一九厚労令二六・全改)

第二章 特定感染症予防指針

(特定感染症予防指針を作成する感染症)

第二条 法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める感染症は、次に掲げるものとする。

- 一 インフルエンザ
- 二 結核
- 三 後天性免疫不全症候群
- 四 性器クラミジア感染症
- 五 性器ヘルペスウイルス感染症
- 六 尖圭コンジローマ
- 七 梅毒
- 八 淋菌感染症
(平一九厚労令二六・全改)

第三章 感染症に関する情報の収集及び公表

(医師の届出)

第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 診断した患者及び当該感染症について同項による届出が既になされていることを知っている場合
- 二 診断した結核の無症状病原体保有者について結核医療を必要としないと認められる場合
(平一九厚労令二六・全改)

第四条 法第十二条第一項第一号に掲げる者(新感染症(法第五十三条第一項の規定により一類感染症とみなされるものを除く。次項において同じ。))にかかっていると疑われる者を除く。)について、同項の規定により医師が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 当該者の職業及び住所
 - 二 当該者が成年に達していない場合にあっては、その保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)の氏名及び住所
 - 三 感染症の名称及び当該者の症状
 - 四 診断方法
 - 五 当該者の所在地
 - 六 初診年月日及び診断年月日
 - 七 病原体に感染したと推定される年月日(感染症の患者にあっては、発病したと推定される年月日を含む。)
 - 八 病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域(以下「感染原因等」という。)又はこれらとして推定されるもの
 - 九 診断した医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名
 - 十 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項
- 2 新感染症にかかっていると疑われる者について、法第十二条第一項の規定により医師が届け出なければならない事項は、前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項のほか、新感染症と疑われる所見とする。
- 3 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならないものに限る。)は、次に掲げるものとする。
- 一 アメーバ赤痢
 - 二 ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)
 - 三 急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)
 - 四 クリプトスポリジウム症
 - 五 クロイツフェルト・ヤコブ病
 - 六 劇症型溶血性レンサ球菌感染症
 - 七 後天性免疫不全症候群
 - 八 ジアルジア症
 - 九 髄膜炎菌性髄膜炎
 - 十 先天性風しん症候群
 - 十一 梅毒

十二 破傷風

十三 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症

十四 バンコマイシン耐性腸球菌感染症

4 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(法第十二条第一項の規定により、当該感染症の無症状病原体保有者について届け出なければならないものに限る。)は、次に掲げるものとする。

一 後天性免疫不全症候群

二 梅毒

5 法第十二条第一項第二号に掲げる者について、同項の規定により医師が届け出なければならない事項は、第一項第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項並びに厚生労働大臣が定める五類感染症に係るものにあつては、感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要な事項として当該五類感染症ごとに厚生労働大臣が定めるものとする。

6 法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める期間は、同条第一項に規定する届出を受けた後七日とする。

7 前各項の規定は、法第十二条第六項において同条第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項第六号中「初診年月日及び診断年月日」とあるのは「検案年月日及び死亡年月日」と、同項第九号中「診断した」とあるのは「検案した」と読み替えるものとする。

(平一ニ厚令一二七・平一三厚労令八〇・平一四厚労令一四〇・平一五厚労令一六七・平一六厚労令一二八・平一九厚労令二六・一部改正)

(獣医師の届出)

第五条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるもの(同条第二項の規定により動物の所有者が行う届出にあつては、第二号及び第八号から第十四号までに掲げる事項を除く。)とする。

一 動物の所有者(所有者以外の者が管理する場合においては、その者。第三号において同じ。)の住所

二 動物の所有者がない、又は明らかでない場合においては、占有者の氏名及び住所

三 動物の所有者又は占有者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

四 動物の種類

五 動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

六 動物の所在地

七 感染症の名称並びに動物の症状及び転帰

八 診断方法

九 初診年月日及び診断年月日

十 病原体に感染したと推定される時期

十一 感染原因

十二 診断した獣医師の住所(診療施設その他の施設で診療に従事している獣医師にあつては、当該施設の名称及び所在地)及び氏名

十三 同様の症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況(診断した際に把握したものに限る。)

十四 その他獣医師が感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のために必要と認める事項

2 前項の規定は、法第十三条第五項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項第八号中「診断方法」とあるのは「検案方法」と、同項第九号中「初診年月日及び診断年月日」とあるのは「検案年月日及び死亡年月日」と、同項第十二号及び第十三号中「診断した」とあるのは「検案した」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第八条、第二十条第二項第二号並びに第二十条の三第三項、第五項及び第六項において同じ。)は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

(平一六厚労令一二八・全改、平一九厚労令二六・一部改正)

(指定届出機関の指定の基準)

第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。)に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

一	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、	診療科名中に小児科を含む病院又は診療所
---	--	---------------------

	手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、風しん、ヘルパンギーナ、麻しん(成人麻しんを除く。)及び流行性耳下腺炎	
二	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く。)	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所
三	急性出血性結膜炎及び流行性角結膜炎	診療科名中に眼科を含む病院又は診療所
四	性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症	診療科名中に産婦人科若しくは産科若しくは婦人科、性病科又は泌尿器科若しくは皮膚科若しくは皮膚泌尿器科を含む病院又は診療所
五	クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、細菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、成人麻しん、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症及び薬剤耐性緑膿菌感染症	患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むもの

2 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疑似症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる疑似症の区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「疑似症指定区分」という。)に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該疑似症指定区分の疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

一	摂氏三十八度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所
二	発熱及び発しん又は水疱	診療科名中に内科、小児科又は皮膚科を含む病院又は診療所

(平一ニ厚令一二七・平一五厚労令一六七・平一九厚労令二六・一部改正)

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第七条 法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検案した日の属する週の翌週(診断し、又は検案した日が日曜日の場合にあつては、当該診断し、又は検案した日の属する週)の月曜日(前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあつては、診断した日の属する月の翌月の初日)に、当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものにあつては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合は、当該届出をすることを要しない。

2 法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては、原因となつた病原体の名称及びその識別のために行つた検査の方法とする。

3 法第十四条第三項に規定する報告は、五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者に係るものについては同条第二項に規定する届出を受けた後七日以内に、疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものについては直ちに行うものとする。

(平一ニ厚令一二七・平一五厚労令一六七・平一九厚労令二六・一部改正)

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第八条 都道府県知事は、次に掲げる場合に、法第十五条第一項の規定を実施するものとする。

- 一 一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合
- 二 五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合
- 三 国内で発生していない感染症であつて国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合
- 四 動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 五 その他都道府県知事が必要と認める場合

2 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定を実施するときは、採取した検体、検査結果を記載した書類その他の感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために必要な物件の提出を求めものとする。

- 3 法第十五条第一項に規定する感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者その他の関係者は、同項の規定の迅速かつ的確な実施を確保するため、動物又はその死体が感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めるときは、速やかに、その旨を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、前項に規定する物件があるときは、添付しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項前段の規定による報告の内容が、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるときは、厚生労働大臣に報告するものとする。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 5 第五条第三項の規定は、第三項前段の規定による報告があった場合について準用する。

(平一六厚労令一二八・追加)

第八条の二 法第十五条第四項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第一による。

(平一五厚労令一六七・一部改正、平一六厚労令一二八・旧第八条繰下・一部改正)

第九条 法第十五条第五項に規定する報告は、同条第一項による質問又は必要な調査の結果のうち、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるものについて行うものとする。

- 2 前項の場合においては、第八条第二項に規定する物件を添付するものとする。

(平一五厚労令一六七・平一六厚労令一二八・一部改正)

(検疫所長との連携)

第九条の二 法第十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)第六条の三に規定する事項とする。

(平一五厚労令一六七・追加)

第九条の三 法第十五条の二第二項に規定する報告は、同条第一項による質問又は必要な調査の結果のうち、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるものについて行うものとする。

- 2 前項の場合においては、第八条第二項に規定する物件を添付するものとする。

(平一五厚労令一六七・追加、平一六厚労令一二八・一部改正)

第四章 健康診断、就業制限及び入院

(健康診断を行う場合の通知事項)

第十条 法第十七条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施する理由
- 二 健康診断の勧告をする場合にあっては、健康診断を受け、又は受けさせるべき期限
- 三 健康診断の措置を実施する場合にあっては、健康診断を行う日時、場所及びその方法
- 四 健康診断の勧告をする場合にあっては、当該勧告に従わない場合に健康診断の措置を実施することがある旨
- 五 その他必要と認める事項

(平一二厚令一二七・一部改正)

(就業制限)

第十一条 法第十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該届出の内容のうち第四条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項に係る内容
 - 二 法第十八条第二項に規定する就業制限及びその期間に関する事項
 - 三 法第十八条第二項の規定に違反した場合に、法第七十七条第四号の規定により罰金に処される旨
 - 四 法第十八条第三項の規定により確認を求めることができる旨
 - 五 その他必要と認める事項
- 2 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。
 - 一 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルグ病及びラッサ熱
飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び他者の身体に直接接触する業務
 - 二 結核 接客業その他の多数の者に接触する業務
 - 三 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「重症急性呼吸器症候群」という。)、痘とうそう及びペスト 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他の多数の者に接触する業務
 - 四 法第六条第二項から第四項までに掲げる感染症のうち、前三号に掲げるもの以外の感染症 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務
 - 3 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期間は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - 一 結核及び重症急性呼吸器症候群 その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間
 - 二 前号に掲げるもの以外の感染症 その病原体を保有しなくなるまでの期間

(平一二厚令一二七・平一五厚労令一六七・平一九厚労令二六・一部改正)

(入院患者の移送)

第十二条 法第二十一条に規定する移送は、当該移送を行う患者に係る感染症がまん延しないよう配慮して行わなければならない。

(入院勧告を行う場合等の通知事項)

第十三条 法第二十三条において準用する法第十七条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 入院の勧告、入院の措置又は入院の期間の延長をする理由
- 二 入院の勧告又は入院の措置をする場合にあっては、入院すべき期限及び医療機関
- 三 入院すべき期間又は入院の措置の延長をする期間
- 四 入院の勧告をする場合にあっては、当該勧告に従わない場合に入院の措置をすることがある旨
- 五 法第二十二条第一項に規定する退院に関する事項
- 六 法第二十二条第三項の規定により退院を求めることができる旨
- 七 法第二十五条に規定する審査請求の特例に関する事項
- 八 その他必要と認める事項

2 前項の規定は、法第二十六条において法第二十三条の規定を準用する場合について準用する。

(平一ニ厚令一二七・一部改正)

第五章 消毒その他の措置

(消毒の方法)

第十四条 法第二十七条第一項及び第二項に規定する消毒は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行うものとする。

- 一 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
- 二 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

(ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法)

第十五条 法第二十八条第一項及び第二項に規定する駆除は、次に掲げる基準に従い行うものとする。

- 一 対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。
- 二 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

(物件に係る措置の方法)

第十六条 法第二十九条第一項及び第二項に規定する物件の移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置(以下この条及び第十九条において「物件措置」という。)は、次に掲げる基準に従い行うものとする。

- 一 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。
 - イ 消毒にあっては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
 - ロ 廃棄にあっては、消毒、ハに規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
 - ハ 物件措置としての滅菌(次号において「滅菌」という。)にあっては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。
- 二 消毒及び滅菌にあっては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

(建物に係る措置の方法及び期間)

第十七条 法第三十二条第一項に規定する建物への立入りの制限又は禁止は、対象となる建物の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、適切と認められる方法により行うものとする。

(質問及び調査に携わる職員の身分を示す証明書)

第十八条 法第三十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第二による。

(書面により通知すべき事項)

第十九条 法第三十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該措置の対象となる場所、区域、物件、死体又は生活の用に供される水(以下この項において「生活用水」という。)
- 二 消毒若しくは駆除の措置又は物件措置(物件の移動の制限及び禁止の措置を除く。)にあっては、当該措置を実施する日時又は実施すべき期限及びその方法
- 三 物件若しくは死体の移動又は生活用水の使用若しくは給水の制限の措置にあっては、その期間及び制限の内容
- 四 物件若しくは死体の移動又は生活用水の使用若しくは給水の禁止の措置にあっては、その期間

- 2 法第三十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該措置の対象となる建物又は場所
 - 二 立入り又は交通の制限の措置にあっては、その期間及び制限の内容
 - 三 立入りの禁止又は交通の遮断の措置にあっては、その期間
- 3 第一項の規定は、法第三十六条第四項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

(平一ニ厚令一二七・一部改正)

第六章 医療

(入院患者の医療に係る費用負担の申請)

第二十条 法第三十七条に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 患者の住所、氏名、生年月日及び性別
 - 二 申請者が患者の保護者の場合にあっては、当該保護者の住所、氏名及び患者との関係
 - 三 患者が法第三十九条に規定する者に該当する場合にあっては、その旨
- 2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。
 - 一 法第二十三条(法第二十六条において準用する場合を含む。)において準用する法第十七条第三項の規定による通知の写し
 - 二 当該患者並びにその配偶者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者の当該費用の負担能力を把握するために都道府県知事が必要と認める書類

(平一六厚労令一二八・平一九厚労令二六・一部改正)

(医療の種類)

第二十条の二 法第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療は、結核性疾患に対して行う次の各号に掲げる医療(第一号から第四号までに掲げる医療にあっては、厚生労働大臣の定める基準によって行う医療に限る。)とする。

- 一 化学療法
- 二 外科的療法
- 三 骨関節結核の装具療法
- 四 前三号に掲げる医療に必要なエックス線検査、結核菌検査及び赤血球沈降速度検査
- 五 第二号及び第三号に掲げる医療に必要な処置その他の治療
- 六 第二号及び第三号に掲げる医療に必要な病院又は診療所への収容(食事の給与及び寝具設備を除く。)

(平一九厚労令二六・追加)

(結核患者の医療に係る費用負担の申請)

第二十条の三 法第三十七条の二に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 結核患者の住所、氏名、生年月日及び性別
 - 二 申請者が結核患者の保護者の場合にあっては、当該保護者の住所、氏名及び結核患者との関係
 - 三 結核患者が法第三十九条に規定する者に該当する場合にあっては、その旨
- 2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。
 - 一 当該医療を受けようとする医師の診断書
 - 二 肺結核、粟粒結核、結核性胸膜炎又は結核性膿胸であるときは胸部の、腎結核、尿管結核又は性器結核であるときは造影法による腎、尿管又は性器の、骨関節結核であるときは骨及び関節のエックス線直接撮影写真であって申請前三月以内に撮影したもの
 - 3 都道府県知事は、第一項の申請書の提出を受けたときは、保健所長が申請書を受理した日から一月以内に法第三十七条の二第一項の規定によって費用を負担するか否かを決定し、負担すべき旨を決定したときは、速やかに患者票を申請者に交付しなければならない。
 - 4 前項の患者票の交付を受けた者は、医療を受け又は受けさせるに当たっては、患者票を法第三十八条第二項の規定によって指定された結核指定医療機関に提示しなければならない。
 - 5 法第三十七条の二第一項の規定によって費用の負担を受けている者又はその保護者は、その医療を受ける病院又は診療所を変更しようとするときは、あらかじめ結核患者の居住地を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。
 - 6 第三項の患者票の交付を受けた者は、その結核患者について医療を受ける必要が無くなったときは、速やかに、患者票を保健所長を経由して都道府県知事に返納しなければならない。

(平一九厚労令二六・追加)

(都道府県知事の指導)

第二十一条 都道府県知事は、感染症指定医療機関であって大学の付属病院その他教育又は研究を主たる目的とするものに対し、法第三十八条第五項、第六項又は第七項に規定する指導を行うに当たっては、これらの教育又は研究に不当に関与しないよう配慮するものとする。

(平一九厚労令二六・一部改正)

(診療報酬の請求及び支払)

第二十二條 都道府県知事が法第四十條第三項の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、感染症指定医療機関は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該感染症指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県は、当該感染症指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める特別審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五條第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百七十九條に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて、決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

(平一厚令一二七・平一九厚労令二六・一部改正)

(療養費支給の申請)

第二十三條 法第四十二條に規定する申請は、当該医療を受けた後一月以内に、第二十条第一項各号又は第二十条の三第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 支給を受けようとする療養費の額

二 法第四十二條第一項後段に規定する場合に係るものにあつては、緊急その他やむを得ない理由

2 前項の申請書には、第二十条第二項各号又は第二十条の三第二項各号に掲げるもののほか、当該医療に要した費用を証明する書類を添付しなければならない。

(平一九厚労令二六・一部改正)

(エックス線写真の返却)

第二十三條の二 第二十条の三第二項及び前条第二項の規定によって提出を受けたエックス線写真は、決定後申請者に返却するものとする。

(平一九厚労令二六・追加)

第七章 新感染症

(新感染症に係る健康診断)

第二十四條 第十条の規定は、法第四十五條第三項において法第十七條第三項の規定を準用する場合について準用する。

(新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知)

第二十五條 第十三條の規定は、法第四十九條において法第十七條第三項の規定を準用する場合について準用する。

(新感染症に係る消毒その他の措置)

第二十六條 第十九條第一項の規定は、法第五十條第三項において法第三十六條第一項を準用する場合について準用する。

2 第十九條第二項の規定は、法第五十條第四項において法第三十六條第三項を準用する場合について準用する。

3 第十九條第三項の規定は、法第五十條第七項において法第三十六條第四項において準用する同條第一項の規定を準用する場合について準用する。

(新感染症に係る通報事項)

第二十七條 法第五十一條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該措置を実施することが必要な理由

二 その他必要と認める事項

(平一厚令一二七・一部改正)

第七章の二 結核

(平一九厚労令二六・追加)

(健康診断の方法)

第二十七條の二 法第七章の二の規定によって行うべき健康診断の方法は、喀痰^{かくたん}検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

2 前項の規定は、法第十七條第一項及び第二項の規定によって行うべき結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について準用する。

(平一九厚労令二六・追加)

(診断書等の記載事項)

第二十七條の三 法第五十三條の四及び法第五十三條の五に規定する診断書その他の文書の記載事項は、次のとおりとする。

一 受診者の住所、氏名、生年月日及び性別

二 検査の結果及び所見

三 結核患者であるときは、病名

四 実施の年月日

五 診断書の場合には、診断した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

（平一九厚労令二六・追加）

（健康診断に関する記録）

第二十七条の四 定期の健康診断に関する記録は、前条第一号から第四号までに掲げる事項を記録し、事業者又は学校若しくは施設の長が行った健康診断については、受診者が当該事業者の行う事業、学校又は施設を離れたときから、その他の健康診断については、健康診断を行ったときから五年間保存しなければならない。

2 前項の規定は、法第十七条第一項及び第二項の規定によって行うべき結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について準用する。この場合において、前項中「事業者又は学校若しくは施設の長が行った健康診断については、受診者が当該事業者の行う事業、学校又は施設を離れたときから、その他の健康診断については、健康診断」とあるのは、「健康診断」と読み替えるものとする。

（平一九厚労令二六・追加）

（健康診断の通報又は報告）

第二十七条の五 定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）

は、法第五十三条の二の規定によって行った定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。

一 事業者の行う事業、学校若しくは施設の所在地及び名称又は市町村若しくは都道府県の名称

二 実施の年月

三 方法別の受診者数

四 発見された結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者の数

2 健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。

3 第一項の規定は、保健所を設置する市又は特別区の市長又は区長が法第十七条第一項及び第二項の規定によって行った結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について準用する。

（平一九厚労令二六・追加）

（病院管理者の届出事項）

第二十七条の六 病院の管理者は、結核患者が入院したときは、法第五十三条の十一第一項の規定により、次に掲げる事項を文書で届け出なければならない。

一 結核患者の住所、氏名並びに結核患者が成年に達していない場合にあっては、その保護者の氏名及び住所

二 病名

三 入院の年月日

四 病院の名称及び所在地

2 病院の管理者は、結核患者が退院したときは、法第五十三条の十一第一項の規定により、次に掲げる事項を文書で届け出なければならない。

一 結核患者の氏名、年齢、性別並びに第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 病名

三 退院時の病状及び菌排泄の有無

四 退院の年月日

五 病院の名称及び所在地

（平一九厚労令二六・追加）

（結核回復者の範囲）

第二十七条の七 法第五十三条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める結核回復者は、結核医療を必要としないと認められてから三年以内の者その他結核再発のおそれが著しいと認められる者とする。

（平一九厚労令二六・追加）

（結核登録票の記録事項等）

第二十七条の八 法第五十三条の十二第三項に規定する結核登録票に記録すべき事項は、次のとおりとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 結核患者又は結核回復者の住所、氏名、生年月日、性別、職業並びに結核患者が成年に達していない場合にあっては、その保護者の氏名及び住所

三 届け出た医師の住所（病院又は診療所で診療に従事する医師については、当該病院又は診

療所の名称及び所在地)及び氏名

四 結核患者については、その病名、病状及び現に医療を受けていることの有無

五 結核患者又は結核回復者に対して保健所がとった措置の概要

六 前各号に掲げるもののほか、生活環境その他結核患者又は結核回復者の指導上必要と認める事項

2 保健所長は、結核登録票に登録されている者がその管轄区域外に居住地を移したときは、直ちに、その者の新居住地を管轄する保健所長にその旨を通報し、かつ、その者に係る結核登録票を送付しなければならない。

3 結核登録票に登録されている者について登録を必要としなくなったときは、保健所長は、その必要としなくなった日から二年間、なおその者に係る結核登録票を保存しなければならない。

(平一九厚労令二六・追加)

(精密検査の方法)

第二十七条の九 法第五十三条の十三に規定する厚生労働省令で定める精密検査の方法は、結核菌検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

(平一九厚労令二六・追加)

(医師の指示事項)

第二十七条の十 法第五十三条の十五に規定する厚生労働省令で定める感染の防止に必要な事項は、次のとおりとする。

一 結核を感染させるおそれがある患者の居室の換気に注意をすること。

二 結核を感染させるおそれがある患者のつば及びたんは、布片又は紙片に取って捨てる等他者に結核を感染させないように処理すること。

三 結核を感染させるおそれがある患者は、せき又はくしゃみをするとき、布片又は紙片で口鼻を覆い、人と話をするとき、マスクを掛けること。

(平一九厚労令二六・追加)

第八章 輸入届出

(平一六厚労令一二八・追加)

(届出動物等)

第二十八条 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める届出動物等は、別表第一の各項の第一欄に掲げる動物又は動物の死体とし、同条第一項に規定する当該届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症は、同欄に掲げる動物又は動物の死体の区分に応じ、それぞれ当該各項の第二欄に定める感染症とする。

(平一六厚労令一二八・追加)

(輸入届出)

第二十九条 法第五十六条の二第一項の規定による届出動物等の輸入の届出は、当該届出動物等の到着後遅滞なく、別記様式第三による届出書二通を別表第二の上欄に掲げる当該届出動物等の到着地につきそれぞれ同表の下欄に定める検疫所(検疫所の支所を含む。以下同じ。)の長(厚生労働大臣が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めて同欄に定める検疫所と異なる検疫所を指定したときは、その検疫所の長)に提出して行うものとする。

2 法第五十六条の二の厚生労働省令で定める届出書の記載事項は、次のとおりとする。

一 用途

二 原産国

三 由来

四 輸出国及び積出地

五 搭載船舶名又は搭載航空機名

六 搭載年月日

七 到着年月日

八 到着地及び保管場所

九 荷送人及び荷受人の氏名及び住所(これらの者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

十 輸送中の事故の概要

十一 衛生証明書(法第五十六条の二第一項後段に規定する証明書をいう。以下同じ。)の発行番号

十二 衛生証明書の記載に係る動物の性別、年齢及び個体識別上の特徴

十三 輸入後の保管施設の名称及び所在地(個人に飼養される場合は、その飼養者の氏名及び住所又は居所)

十四 当該届出動物等の輸入に係る船荷証券又は航空運送状の番号

十五 その他厚生労働大臣が感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のため必要と認める事項

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に

提出した書類(一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。)であって厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類
 - 二 法人にあつては、法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書その他当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類
 - 三 当該届出動物等の輸入に係る船荷証券又は航空運送状の写し
 - 四 別表第一の第二項の第一欄に定める届出動物等に係る届出書にあつては、感染性の疾病の病原体に関する検査の結果、当該届出動物等が感染症の病原体を媒介するおそれがないものと認められる旨を証する書面
 - 五 検疫所の長が第五項の規定により提出を指示した書類
- 4 第一項の届出書には、届出者が署名又は記名押印しなければならない。
- 5 検疫所の長は、第一項の届出書及び第三項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。
- 6 検疫所の長は、法第五十六条の二第一項の規定による届出が法及びこの省令の規定に適合し、かつ、その内容が真正であるものと認めるときは、第一項の届出書に当該届出を受理した旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。
- 7 検疫所の長は、前項の規定に適合しないときは、届出者に対し、当該届出動物等をその定める方法により適正に処理するよう指示するものとする。この場合において、届出者は、自ら又は他人に委託して適正な処理を確保しなければならない。

(平一六厚労令一二八・追加、平一七厚労令一二四・平一九厚労令三一・一部改正)

(衛生証明書の記載事項)

第三十条 法第五十六条の二第一項の規定により衛生証明書に記載されなければならない事項のうち第二十八条に規定する感染症にかかっている旨又はかかっている疑いがない旨の記載は、別表第一の各項の第二欄に定める当該感染症ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に定める事項について確認が行われた旨を明示したものでなければならない。

- 2 前項の規定において、当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合、衛生証明書に虚偽記載又は変造がある場合その他感染症にかかっている旨又はかかっている疑いがない旨を証明することができないと厚生労働大臣が認める場合にあつては、当該確認が行われていないものとする。

(平一六厚労令一二八・追加)

第三十一条 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 輸出国の政府機関の名称及び所在地
 - 二 輸出国の政府機関の担当職員の官職及び氏名
 - 三 発行年月日
 - 四 発行番号
 - 五 荷送人及び荷受人の氏名及び住所(これらの者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - 六 輸入しようとする届出動物等の種類及び数量
 - 七 輸入しようとする届出動物等の積出地、搭載年月日及び搭載船舶名又は搭載航空機名
 - 八 齧歯目に属する動物又はその死体(別表第一の第一項の第一欄及び同表の第六項の第一欄に掲げるものに限る。)にあつては、その出生した施設及び保管施設の名称及び所在地
 - 九 齧歯目に属する動物(別表第一の第二項の第一欄に掲げるものに限る。)にあつては、その出生以来保管されている施設の名称及び所在地
- 2 衛生証明書は、英語で記載がされ、輸出国の政府機関の押印又は浮出し及び前項第二号の担当職員の署名又は記名押印がされたものでなければならない。

(平一六厚労令一二八・追加、平一七厚労令一二四・平一九厚労令三一・一部改正)

第九章 雑則

(平一二厚令一二七・追加、平一六厚労令一二八・旧第八章繰下)

(権限の委任)

第三十二条 法第六十五条の三第一項の規定により、法第四十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

(平一二厚令一二七・追加、平一六厚労令一二八・旧第二十八条繰下)

(大都市)

第三十二条の二 令第三十条第一項の規定により、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が結核予防に関する事務を処理する場合には、第二十一条及び第二十二条中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

(平一九厚労令二六・追加)

(中核市)

第三十二条の三 令第三十条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が結核予防に関する事務を処理する場合には、第二十一条及び第二十二条中「都道府県知事」とあるのは、「中核市の市長」と読み替えるものとする。

(平一九厚労令二六・追加)

(フレキシブルディスクによる手続)

第三十三条 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに届出者又は申請者の氏名及び住所並びに届出又は申請の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

- 一 第四条第一項の規定による届出
- 二 第四条第二項の規定による届出
- 三 第四条第五項の規定による届出
- 四 第五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出
- 五 第七条第一項の規定による届出
- 六 第二十条第一項に規定する申請書
- 七 第二十条の三第一項に規定する申請書
- 八 第二十三条第一項に規定する申請書
- 九 第二十七条の五第一項の規定による通報又は報告
- 十 第二十七条の五第二項の規定による通報又は報告
- 十一 第二十七条の六の規定による届出
- 十二 第二十九条第一項に規定する届出書

(平一三厚労令八〇・追加、平一五厚労令一六七・一部改正、平一六厚労令一二八・旧第二十九条繰下・一部改正、平一九厚労令二六・一部改正)

(フレキシブルディスクの構造)

第三十四条 前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(平一三厚労令八〇・追加、平一六厚労令一二八・旧第三十条繰下)

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第三十五条 第三十三条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式
- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式

(平一三厚労令八〇・追加、平一六厚労令一二八・旧第三十一条繰下・一部改正)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第三十六条 第三十三条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 届出者又は申請者の氏名
- 二 届出年月日又は申請年月日

(平一三厚労令八〇・追加、平一六厚労令一二八・旧第三十二条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

(伝染病予防法施行規則等の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 伝染病予防法施行規則(大正十一年内務省令第二十四号)
- 二 性病予防法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十五号)
- 三 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律施行規則(平成元年厚生省令第四号)
- 四 腸管出血性大腸菌感染症について適用される伝染病予防法の規定等を定める省令(平成八年厚生省令第四十七号)

附 則 (平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一三年三月三〇日厚生労働省令第八〇号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一〇月二九日厚生労働省令第一四〇号)

この省令は、平成十四年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月三〇日厚生労働省令第一六七号)

(施行期日)

1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成十五年法律第百四十五号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一五年一一月五日)

(様式に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一六年九月一五日厚生労働省令第一二八号)

(施行期日)

1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。ただし、第四条第一項、第五条及び第八条の改正規定、第七条の次に一条を加える規定並びに第九条、第九条の三及び第二十条第二項第二号の改正規定は、平成十六年十月一日から施行する。

(平一九厚労令三一・旧附則・一部改正)

(経過措置)

2 届出動物等のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十六条第一項の規定による国の保護増殖事業として輸入される鳥類に属する動物であって厚生労働大臣が定めるものに係るこの省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十条第一項の記載は、当分の間、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が定める事項について確認が行われた旨を明示したもので足りるものとする。

(平一九厚労令三一・追加)

附 則 (平成一七年七月二七日厚生労働省令第一二四号)

この省令は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二三日厚生労働省令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二七日厚生労働省令第三一号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に輸入された届出動物等に係る届出については、なお従前の例による。

別記様式第一

(平一五厚労令一六七・全改)

(表面)

第	号	(職)氏名	
		年 月 日生	

<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>第十五条の規定による当該職員の証</p> <p>年 月 日</p> <p>厚生労働省(都道府県、市又は特別区) 印</p>	<p>写真</p>
--	-----------

(日本工業規格A列6番)

(裏面)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜すい

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要がある感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無病者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者は必要な調査をさせることができる。

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者は、第二項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

4 第一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるとなない。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県の治療の方法の研究、感染症の病原体の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行うための調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

7 第四項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

8 第四項の証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(注意)

一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣(都道府

出ること。

二 当該職員でなくなったときは、厚生労働大臣（都道府県知事、市長又は特別区長）に返還

別記様式第二

（平一五厚労令一六七・全改、平一七厚労令一二四・一部改正）

（表面）

第 号			
		写真	
(職)氏名			
年 月 日生			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			
第三十五条の規定による当該職員の証			
年 月 日			
都道府県、市町村又は特別区		印	

（日本工業規格A列6番）

（裏面）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜すい

（質問及び調査）

第三十五条 都道府県知事は、第二十七条から第三十三条までに規定する措置を実施するため、
員に一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者がいる場所若しくはいた
の死体がある場所若しくはあった場所、当該感染症を人に感染させるおそれがある動物がいる場
により死亡した動物の死体がある場所若しくはあった場所その他当該感染症の病原体に汚染され
ある場所に立ち入り、一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者、疑似
若しくは当該感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管
は必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを
- 3 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 第三項の規定は、市町村長が第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項又はを実施するため必要があると認める場合について準用する。
- 5 第二項の証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(新感染症に係る消毒その他の措置)

第五十条 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、第一類感染症とみなして、第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条第一項に規定する措置を当該職員に実施させることができる。

2 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県知事が当該職員に同条第

3・4 (略)

5 市町村長は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認める症とみなして、第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実

6 第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

7・8 (略)

(注意)

- 一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに都道府県知事、市町村
- 二 当該職員でなくなったときは、都道府県知事、市町村長又は特別区長に返還すること。

別記様式第三

(平一六厚労令一二八・追加)

厚生労働大臣 殿

_____ 検疫所(支所)

動物又はその死体を輸入するので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第56条の2の規定により届け出ます。

なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

届出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 _____ (印) (署名又は記名押印)

住所

連絡先電話番号

(法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)

種類			
数量			
原産国		由来	
用途		搭載船舶(航空機)名	
輸出国及び積出地		到着地及び保管場所	
搭載年月日		到着年月日	
船荷証券又は航空運送状の番号		衛生証明書の発行番号	
衛生証明書の記載に係る動物の性別、年齢及び個体識別上の特徴			
荷送人の氏名及び住所 法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名			
荷受人の氏名及び住所 法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名			
輸入後の保管施設の名称及び所在地 個人の場合、氏名及び住所			
輸送中の事故の概要			
備考(検疫所使用欄)	届出を受理した旨		

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別表第一(第二十八条及び第三十条関係)

(平一六厚労令一二八・追加、平一七厚労令一二四・一部改正)

第一欄(届出動物等)	第二欄(感染症)	第三欄(事項)
一 齧歯目に属する動物(法第五十四条に規定する指定動物(以下「指定動物」という。))及び次項の第一欄に掲げるものを除	ペスト、狂犬病、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症	一 輸出の際に、狂犬病の臨床症状を示していないこと。 二 過去十二月間に第二欄に定める感染症が発生していない保管施設(厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関の指定したものに限る。

く。)		第六項の第三欄において同じ。)において、出生以来保管されていたこと。
<p>二 齧歯目に属する動物(指定動物を除く。)であって、感染性の疾病の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのないことが確認され、動物を介して人に感染するおそれのある疾病が発生し、又はまん延しないよう衛生的な状態で管理されているもの(厚生労働大臣が定める材質及び形状に適合する容器に入れられているものに限る。)</p>	<p>ペスト、狂犬病、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症</p>	<p>一 齧歯目に属する動物が次のいずれにも該当する保管施設において、他の区域から隔離され、当該齧歯目に属する動物以外の動物が存在しない場所で出生以来保管されていたこと。</p> <p>イ 獣医師その他の関係者から構成される協議会の監督を受けて飼養管理(当該齧歯目に属する動物及びその繁殖、出荷、死亡等に関する情報の管理を含む。ホにおいて同じ。)及び衛生管理が行われていること。</p> <p>ロ 動物の侵入を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>ハ 動物が当該施設に持ち込まれる際に、感染性の疾病の病原体に汚染されていないことについての確認が行われ、動物を介して人に感染するおそれのある疾病の病原体の侵入が防止されていること。</p> <p>ニ 施設内の動物に対し、感染性の疾病の病原体の有無に関する検査が定期的に行われていること。</p> <p>ホ 帳簿を備え付けて当該齧歯目に属する動物の飼養管理及び衛生管理に関する事項を記録し、かつ、当該帳簿を保存していること。</p> <p>二 出生以来、感染性の疾病の病原体を用いた実験の用に供されていないこと及び当該実験の用に供された動物と接触していないこと。</p>
<p>三 うさぎ目に属する動物(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十七条第一項に規定する指定検疫物(以下「指定検疫物」という。)を除く。第八項及び第九項において同じ。)</p>	<p>狂犬病</p>	<p>一 輸出の際に、狂犬病の臨床症状を示していないこと。</p> <p>二 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 狂犬病の発生していない地域として厚生労働大臣の指定する地域(以下この号において「指定地域」という。)で、過去六月間又は出生若しくは捕獲以来保管されていたこと。</p> <p>ロ 指定地域以外の地域で、過去十二月間狂犬病が発生していない保管施設において、過去十二月間又は出生以来保管されていたこと。</p> <p>ハ 指定地域以外の地域で、検疫施設(輸出国の政府機関の監督を受けて、他の動物との直接又は間接の接触のない状態で隔離された動物群について、必要な期間の観察、検査及び処置を行う施設をいう。以下この表において同じ。)において、過去六月間又は出生以来係留されていたこと。</p> <p>ニ 指定地域以外の地域から指定地域に輸入されたもので、当該輸入の際にロ又はハのいずれかに該当することが確認され、かつ、当該輸入以来指定地域で保管されていたこと。</p>
	<p>野兔病</p>	<p>一 輸出の際に、野兔病の臨床症状を示していないこと。</p> <p>二 過去十二月間野兔病が発生していない</p>

		<p>保管施設において、過去十二月間又は出生以来保管されていたこと。</p> <p>三 マダニの駆除を受けたこと。</p> <p>四 検疫施設において、過去十五日間又は出生以来係留されていたこと。</p>
<p>四 哺乳類に属する動物(指定動物、前三項の第一欄に掲げるもの、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第二条第一項各号に掲げるもの及び指定検疫物を除き、陸生のものに限る。)</p>	<p>狂犬病</p>	<p>前項の第二欄の狂犬病の区分に対応する第三欄に定める事項</p>
<p>五 鳥類に属する動物(指定検疫物を除く。)</p>	<p>ウエストナイル熱及び高病原性鳥インフルエンザ</p>	<p>一 輸出の際に、ウエストナイル熱及び高病原性鳥インフルエンザの臨床症状を示していないこと。</p> <p>二 出生以来飼養されていたものにあつては、日本国が加盟している国際機関が高病原性鳥インフルエンザの発生していないとする地域のうち厚生労働大臣が指定する地域(次号において「指定地域」という。)で、保管施設(蚊の侵入を防止するための措置が講じられているもの)において、過去二十一日間又は出生以来保管されていたこと。</p> <p>三 出生以来飼養されていたもの以外のものにあつては、指定地域で、検疫施設(蚊の侵入を防止するための措置が講じられているもの)において、過去二十一日間又は出生以来係留されていたこと。</p>
<p>六 齧歯目に属する動物の死体(次項の第一欄に掲げるものを除く。第三欄において同じ。)</p>	<p>ペスト、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症</p>	<p>過去十二月間第二欄に定める感染症が発生していない保管施設において出生以来保管されていた齧歯目に属する動物の死体であること。</p>
<p>七 齧歯目に属する動物の死体であつて、ホルムアルデヒド溶液(濃度が三・五重量パーセント以上のものに限る。以下同じ。)又はエタノール溶液(濃度が七十重量パーセント以上のものに限る。以下同じ。)のいずれかの溶液中に密封されたもの</p>	<p>ペスト、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症</p>	<p>一 輸出の際に、ホルムアルデヒド溶液又はエタノール溶液のいずれかの溶液中に浸漬し、死体の中心まで当該溶液を浸透させたものであること。</p> <p>二 輸出の際に、密封容器(日常の取扱い又は通常の保存状態において、気体又は微生物の侵入するおそれのない容器をいう。)に当該溶液及び死体が入れたものであること。</p>
<p>八 うさぎ目に属する動物の死体(次項の第一欄に掲げるものを除く。第三欄において同じ。)</p>	<p>野兔病</p>	<p>第三項の第二欄の野兔病の区分に対応する第三欄第二号から第四号までのいずれにも該当するうさぎ目に属する動物の死体であること。</p>
<p>九 うさぎ目に属する動物の死体であつて、ホルムアルデヒ</p>	<p>野兔病</p>	<p>第七項の第三欄に定める事項</p>

ド溶液又はエタノール溶液のいずれかの溶液中に密封されたもの		
-------------------------------	--	--

別表第二(第二十九条関係)
(平一六厚労令一二八・追加、平一七厚労令一二四・一部改正)

届出動物等の到着地	検疫所の名称
北海道(新千歳空港を除く。)	小樽検疫所
北海道(新千歳空港に限る。)	小樽検疫所千歳空港検疫所支所
青森県 岩手県 宮城県(仙台空港を除く。) 秋田県 山形県 福島県	仙台検疫所
宮城県(仙台空港に限る。)	仙台検疫所仙台空港検疫所支所
千葉県(成田国際空港に限る。)	成田空港検疫所
茨城県 東京都(東京国際空港を除く。) 長野県	東京検疫所
千葉県(成田国際空港を除く。)	東京検疫所千葉検疫所支所
東京都(東京国際空港に限る。)	東京検疫所東京空港検疫所支所
神奈川県(川崎港に限る。)	東京検疫所川崎検疫所支所
神奈川県(川崎港を除く。)	横浜検疫所
新潟県 富山県 石川県	新潟検疫所
愛知県(中部国際空港を除く。)	名古屋検疫所
静岡県	名古屋検疫所清水検疫所支所
愛知県(中部国際空港に限る。)	名古屋検疫所中部空港検疫所支所
三重県 和歌山県(新宮港及び勝浦港に限る。)	名古屋検疫所四日市検疫所支所
福井県 京都府 大阪府(関西国際空港を除く。) 和歌山県(新宮港及び勝浦港を除く。)	大阪検疫所
大阪府(関西国際空港に限る。)	関西空港検疫所
兵庫県	神戸検疫所
鳥取県 島根県 岡山県 広島県(広島空港を除く。) 山口県(関門港を除く。) 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	広島検疫所
広島県(広島空港に限る。)	広島検疫所広島空港検疫所支所
福岡県(関門港、苅田港及び福岡空港を除く。) 佐賀県(伊万里港を除く。) 長崎県(佐世保港、松浦港、長崎港、三重式見港、松島港及び長崎空港を除く。) 熊本県(水俣港及び八代港を除く。) 大分県 宮崎県 鹿児島県(鹿児島港、川内港、枕崎港、喜入港、串木野港及び鹿児島空港を除く。)	福岡検疫所
山口県(関門港に限る。) 福岡県(関門港及び苅田港に限る。)	福岡検疫所門司検疫所支所
福岡県(福岡空港に限る。)	福岡検疫所福岡空港検疫所支所
佐賀県(伊万里港に限る。) 長崎県(佐世保港、松浦港、長崎港、三重式見港、松島港及び長崎空港に限る。)	福岡検疫所長崎検疫所支所

熊本県（水俣港及び八代港に限る。） 鹿児島県（鹿児島港、川内港、枕崎港、喜入港、串木野港及び鹿児島空港に限る。）	福岡検疫所鹿児島検疫所支所
沖縄県（那覇空港を除く。）	那覇検疫所
沖縄県（那覇空港に限る。）	那覇検疫所那覇空港検疫所支所